

障害者福祉課

議案第15号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、引用している条項番号が変更されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

条例で引用している社会福祉士及び介護福祉士法の条項番号を変更します。
なお、法の条文の内容に変更はありません。

3 施行期日

令和4年4月1日

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。次条第二項第三号及び第七十八条第二項</p>	<p>(前略)</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条第二項第三号及び第七十八条第二項第</p>

第三号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条第二項第三号及び第七十八条第二項第三号において同じ。)を行う場合

3 (略)

第七条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為を行う場合

3・4 (略)

(中略)

三号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条第二項第三号及び第七十八条第二項第三号において同じ。)を行う場合

3 (略)

第七条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為を行う場合

3・4 (略)

(中略)

(従業者の配置の基準)

第七十八条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(従業者の配置の基準)

第七十八条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 (略)

(後略)